

令和 7 年第 4 回市議会定例会（12 月）



請 願 ・ 陳 情 書



秋田県由利本荘市議会

目 次

請願第 3 号	ツキノワグマの出没増加と人身被害発生を考慮し、新規風力発電建設計画の凍結などを由利本荘市に求める請願	… 1 P
陳情第 7 号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を国に求める意見書提出についての陳情	… 3 P
陳情第 8 号	ケア労働者の処遇改善のため、報酬 10%以上引上げを国に求める意見書提出についての陳情	… 5 P
陳情第 9 号	介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を国に求める意見書提出についての陳情	… 7 P
陳情第 10 号	最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を国に求める意見書提出についての陳情	… 9 P
陳情第 11 号	小中学校給食費の完全無償化のため、財政支援を秋田県に求める意見書提出についての陳情	… 11 P
陳情第 13 号	国民の主食である米の価格を統制することを国に求める意見書提出についての陳情	… 13 P
陳情第 14 号	物価上昇に見合う年金引上げを国に求める意見書提出についての陳情	… 14 P

(写)

請願第3号

令和7年11月18日 受理

請 願 書

【請願の要旨】

ツキノワグマの出没増加と人身被害発生を考慮し、新規風力発電建設計画の凍結などを由利本荘市に求める請願

紹介議員

由利本荘市議会議員 大 友 孝 徳

【請願の理由】

由利本荘市では、2025年11月現在、ツキノワグマなどの出没が急増しており、これまではない市民の居住地域において多数目撃され、残念ながら2件の人身被害が発生しております。2023年と2025年の堅果類大凶作が主因と推測されますが、風力発電施設等の建設による森林伐採・道路整備がツキノワグマの生息地を侵した結果、人里への出没を助長している可能性が示唆されております。ツキノワグマの頭数や生息地等の科学的調査が不十分なまま、山林の開発を進めるのは非常に危険です。

秋田県全体では、今年の熊の駆除が1,000頭を超え、人身被害も60人（死亡4人）以上発生し、自衛隊を動員するほどの非常事態です。この状況下で、ツキノワグマ生息地への新規風力発電計画（笹森山風力発電事業・由利本荘岩城風力発電事業・秋田由利本荘ウィンドファーム事業等）を推進することは、市民の生命・財産を軽視する行為となります。新規風力発電計画による経済効果を優先せず、その緊急凍結により自然環境を保護し、ツキノワグマによる人的被害を無くしてください。

市民の不安は極限まで高まっており、小中学校への保護者による送迎が常態化し、高齢者は散歩の自粛を余儀なくされ、夜間行動自粛により飲食店へのキャンセルが相次ぐなど、全市民が普段の生活を送れない状態ですので、新規風力発電計画の緊急的凍結措置により、市民の安心・安全を担保してください。

以上により、速やかな対応を進めていただけますよう、下記事項について由利本荘市に求めることを請願いたします。

記

由利本荘市内及び周辺のツキノワグマ生息地における新規風力発電建設計画を、ツキノワグマ出没増加と人身被害発生の非常事態を考慮し、緊急措置として凍結し、頭数確認等

の科学的調査と、それに基づいた抜本的対処をすること。

令和7年11月18日

由利本荘市議会議長 佐藤 健 司 様

由利本荘市和泉町36

金森 信 芳 ㊞

(写)

陳情第7号

令和7年10月10日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ILO（国際労働機関）「看護職員条約（第149号）・勧告（第157号）」や「夜業条約（第171号）・勧告（第178号）」などに基づいた規制が行われ、「1日の労働時間は8時間以内」、「時間外も含めて12時間以内」など有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護しています。

しかし、日本では、医療や介護現場でも16時間以上の長時間夜勤が年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置を取り、患者・利用者にとって安全・安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の1つには、他産業と比べて3分の1の賃上げ額や2分の1の一時金（賞与）など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。

国民生活に欠かすことのできない、医療・介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするために要請します。

つきましては、安全・安心の医療・介護の実現、国民が安心して暮らせる社会実現のために下記事項について、地方自治法第99条に基づき、国及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - (1) 労働時間の上限規制や勤務間インターバルを十分に確保すること。
 - (2) 夜勤回数の制限や労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

令和7年10月6日

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

秋田市中通6丁目1-56-5
秋田県医療労働組合連合会
執行委員長 奥 井 明 子 ㊤

(写)

陳情第8号

令和7年10月10日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

ケア労働者の処遇改善のため、報酬 10%以上引上げを国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

政府は、2024 年の診療報酬・介護報酬改定で賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「新介護加算」を盛り込みましたが、その効果は極めて限定的であり、「2.5%のベースアップ目標」には程遠く、2025 年春闘結果で日本医労連加盟の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%(5,772 円)にとどまり、2025 年民間主要企業春季賃上げ平均率5.52%、平均額 18,629 円と比べて3分の1程度にとどまっています。さらには年間賞与の平均額においては、もともとが民間主要企業の半分程度なところを、今年さらに引き下げられる医療機関や介護施設が続出しています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げで格差を埋め、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。

その賃上げのためには、事業存続の危機にまで至っている医療・介護施設への緊急援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬を最低でも 10%以上引き上げるべきです。これは、年収ベースで全産業平均賃金との格差を埋め、物価高騰を上回る全てのケア労働者の賃上げには月額平均5万円以上の賃上げが必要であり、2024 年診療報酬改定に盛り込まれた「ベア評価料」・賃上げの原資に必要な診療報酬引上げ率 0.61%を基礎に5万円に必要な診療報酬引上げ率を 6.31%と算出した上で、賞与の財源を捻出するためには医療・介護事業所が物価高騰を上回るプラス改定が必要であるため、それを加味して 10%以上の引上げ率としました。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために要請し、実施を強く求めるものです。

つきましては、下記事項について、地方自治法第 99 条に基づき、国及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、2026年度の診療報酬改定と、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、全ての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引上げ改定を実施すること。また当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

令和7年10月6日

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

秋田市中通6丁目1-56-5

秋田県医療労働組合連合会

執行委員長 奥 井 明 子 ㊞

秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階

秋田県春闘共闘懇談会

代表委員 奥 井 明 子 ㊞

(写)

陳情第9号

令和7年10月27日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

介護保険制度の開始から25年。利用料や施設での居住費・食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えています。家族の介護を理由とした介護離職は年間10万人と高止まりしたままです。介護事業所は低く据え置かれた介護報酬の下で深刻な経営難に直面しており、2024年の倒産・休廃業件数は784件と過去最多となりました。特に、訪問介護は基本報酬の引下げの影響で事業撤退が相次いでおり、訪問介護事業所がゼロになった自治体が増加しています。介護現場の人手不足も深刻さを増しており、政府は2026年度に介護職員が25万人不足する需要見込みを示していますが、有効な対策は講じられていません。肝心の処遇改善は遅々として進んでおらず、2024年度の全産業平均との賃金格差は、前年度月額6万9,000円から8万3,000円へと大幅に広がっています。

こうした中、政府は利用料2割負担の対象拡大や、ケアプランの有料化、要介護1・2の生活援助の保険給付外しなど、さらなる負担増・サービス縮小を検討しています。これ以上の制度の後退は許されません。

全ての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引上げが不可欠です。介護保険制度の改善、憲法第25条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出いただくよう陳情いたします。

記

1. 訪問介護の基本報酬の引下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないように、利用料負担の軽減などの対策を講じること。
2. 介護保険の利用に困難をもたらす利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付外し（総合事業への移行）などの見直しを行わないこと。
3. 全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げる

こと。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。

4. 必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費などの費用負担の軽減、サービスの拡充による介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

令和7年10月24日

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

秋田市中通6丁目1-56-5

秋田県社会保障推進協議会

会長 佐 藤 幸 美 ㊞

(写)

陳情第 10 号

令和 7 年 10 月 27 日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

2013 年から 2015 年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準は平均 6.5%、最大 10%引き下げられました。この引下げに対して、29 都道府県 1,027 人の原告が取消しを求めて提訴。本年 6 月 27 日、最高裁判所は、厚生労働大臣の判断は「裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があり違法である」として、引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡しました。

本来、法治国家として、国は司法が下した判断に従い速やかに違法状態を是正し、被害を回復しなければならないはずです。しかし、国は最高裁判決から既に 4 か月が経過しているにもかかわらず、いまだ同訴訟の原告をはじめとする生活保護利用者への謝罪や保護費の遡及支給などの被害回復の措置を取らず、違法状態を放置しています。

生活保護利用者の多くは高齢者、障害者及び傷病者であり、数百万人の生活保護利用者が 10 年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権（憲法第 25 条）及び個人の尊厳（憲法第 13 条）を侵害され続けている状態にあります。提訴以来既に 200 名以上の原告が亡くなっており、最高裁判決に基づく全ての生活保護利用者の被害回復を一刻も早く行うことが切実に求められています。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動するものであり、本件引下げに伴いこれらの諸制度の対象者にも悪影響が生じたことから、同影響の調査及び被害の回復も行う必要があります。

以上の趣旨から下記事項について、地方自治法第 99 条に基づき、国に対して意見書を提出いただくよう陳情いたします。

記

1. 全面解決のために、被害者たる全ての生活保護利用者への謝罪、保護費の遡及支給等、被害回復の措置を速やかに行うこと。
2. 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること。

3. 違法とされた保護基準の設定に至る経過について、原告、弁護団及び当事者も入れた
検証を行うこと。

令和7年10月24日

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

秋田市中通6丁目1－56－5

秋田県社会保障推進協議会

会長 佐 藤 幸 美 ㊤

(写)

陳情第 11 号

令和 7 年 10 月 27 日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

小中学校給食費の完全無償化のため、財政支援を秋田県に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

2025 年 10 月現在、秋田県では小中学校完全給食無償化は 5 市 5 町 3 村（52%）、費用の一部（半額など）を助成している自治体は 1 市 2 町（12%）です。完全と一部無償化の合計では 16 市町村（64%）となり、この 1 年間で過半数を超えました。

背景には急激に進む少子高齢化、コロナ禍、相次ぐ自然災害、急激な物価上昇で家計負担の増加に対して、子育て家庭を支援しようとする各市町村の並々ならぬ決意があります。また、実施には踏み切れないが検討を開始している自治体も数多くあります。高校生へ給食を提供（一部有料）し子供たちや家族から大歓迎されている羽後町のような自治体もあります。

文科省の調査では小中学校などの学校給食を無償化している自治体は 2023 年度で全国 775 自治体（43%）、2017 年度の 76 自治体（4.4%）から約 10 倍と急拡大しています。東北では福島県が一部無償化も含めると 98%の自治体で実施しています。また、青森県では、昨年 10 月から県として市町村を支援することを決め、全ての自治体で完全無償化となりました。

無償化実施の最大の課題は財源です。実施市町村では様々な工夫がされています。一般財源のほか、ふるさと納税を活用したり、経費を安定的に確保するため、自治体独自の学校給食無償化基金を設置している自治体もあります。また、「今年度は年度途中から完全無償化としたが、財源が厳しく、来年度も継続できるよう努力している最中」などの自治体もあります。実施に踏み切れない自治体では「住民から強い要望が寄せられ実施を検討しているが、財源確保が大きな課題。多額なので現在その捻出に苦労している」などの自治体もあります。

高校卒業までの子供医療費無料化が 2024 年 8 月全市町村で実施されることになりましたが、その背景には秋田県が各自治体に所得制限を撤廃し半額助成を決断したことがあります。鈴木健太知事は選挙公約でも学校給食費の無償化を掲げておられたことから、市町村と二人三脚で無償化が実現できるよう英断を求めるものです。

以上の趣旨から下記事項について、地方自治法第 99 条に基づき、秋田県知事に対して財政支援を求める意見書を提出いただくよう陳情いたします。

記

小中学校給食費の完全無償化のため、秋田県として市町村へ財政支援をすること。

令和7年10月24日

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

秋田市中通6丁目1－56－5

秋田県社会保障推進協議会

会長 佐 藤 幸 美 ㊞

(写)

陳情第 13 号

令和 7 年 11 月 14 日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

国民の主食である米の価格を統制することを国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

令和 5 年度版防衛白書によると、令和 5 年度から 5 年間で必要な防衛費は約 43 兆円程度と増額され、国内総生産 1 % から 2 % を目安とされている。

このように、防衛費は増額している。食糧安全保障の観点から、国民の主食である米の価格を統制し、米農家の所得の安定を図るべきで、米の価格の統制による費用は、食糧安全保障の見地による防衛費から支出すべきである。

また、令和 5 年度の食糧、農業、農村白書によると、自営農業に従事する基幹的農業従事者は、平成 12 年度の 240 万人から、令和 5 年度には約 116 万人まで減少し、うち 65 歳以上は 82 万人、基幹的農業従事者の平均年齢は 68.7 歳、10 年後の平均年齢は約 80 歳となり、このままでは日本の農業は消滅します。

よって、下記事項について、地方自治法第 99 条に基づき、国及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

国民の主食である米の価格を統制すること。

令和 7 年 11 月 11 日

由利本荘市議会議長 佐 藤 健 司 様

愛知県安城市百石町 2 丁目 1 7 - 6
一輪のバラの会

代表 加 藤 克 助 ㊞

(写)

陳情第 14 号

令和 7 年 11 月 17 日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

物価上昇に見合う年金引上げを国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

物価高騰が続き、国民、年金生活者の暮らしを直撃しています。年金生活者の組合員からは、「物価上昇が続き、米の高騰もあり家計に響きます。現在の年金では生活が大変です」、「これからは値上がりした灯油も使わざるを得ず、年金だけでは限界を感じます」との声が聞かれます。

2025 年度の年金額改定は、物価変動率がプラス 2.7%、名目賃金変動率がプラス 2.3%として、物価と賃金がともにプラスで、賃金が物価を下回るため、67 歳以下の改定率、68 歳以上の改定率ともに名目賃金変動率の 2.3%を適用しました。

しかし、重大なことは、3 年連続してマクロ経済スライドを適用し、2025 年度の調整分の 0.4%を削減したことです。67 歳以下、68 歳以上の改定者ともに 1.9%のプラス改定になりましたが、物価との関係でみれば、実質的には 0.8%の減額となります。実に第 2 次安倍政権以降の 13 年間で公的年金は実質 8.6%の減額となりました。

さらにこの間、消費税は 5%から 10%へと 2 倍になり、75 歳以上の医療費窓口負担は 2 倍に。介護保険料や国保税の値上げなど社会保険料は増え、物価高騰などもあり年金生活者の実質可処分所得は大きく目減りしています。

高齢者世帯の 3 分の 2 は、公的年金が家計収入の全てです。年金支給額の削減は、受給者の購買力を低下させており、地域経済への影響も大きくなっています。年金額の引上げは、広く地域経済に好影響を及ぼします。

年金受給者の生活悪化など危機的状況を受けて、厚生労働省も基礎年金改善の検討を始めています。

つきましては、下記事項について地方自治法第 99 条に基づき、国及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

物価上昇に見合う年金の引上げをすること。

令和 7 年 11 月 17 日

由利本荘市議会議長 佐 藤 健 司 様

にかほ市平沢字新町 8 3 - 6

全日本年金者組合本荘由利支部

執行委員長 村 上 次 郎 ㊞